

医療機関勤務環境評価センターに関するお知らせ

「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）解説集【改訂版】」が公開されました。

特定労務管理対象機関の更新指定に係る評価を受審する医療機関におかれましては、新規受審時に評価対象外とされていた評価項目を含め、**全評価項目（88項目）**が対象となります。当該評価項目を含め「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）解説集【改訂版】」に提出資料や留意事項等が記載されております。

評価受審の申請に必要な資料については、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）解説集【改訂版】」に示されているものが基準となりますことをご留意ください。

詳しくは、医療機関勤務環境評価センターホームページをご確認ください。

※令和7年9月までに評価を受審する場合は、従前の解説集及び解説集【要約版】に基づき準備が必要です。

医療機関の医師の労働時間短縮の
評価に関するガイドライン
（評価項目と評価基準）

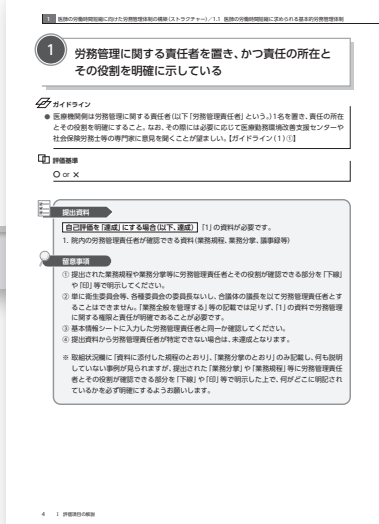
解説集改訂版

令和7(2025)年5月

公益社団法人日本医師会
医療機関勤務環境評価センター

医療機関勤務環境評価センター

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/Home>



お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
（受託：公益社団法人愛知県医師会）

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右の二次元コードを
読み取ってください。

<https://aichi-medsc.or.jp>



UD
FONT
by MORISAWA

いきサポ愛知

第44号

2025.JUL

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
（受託：公益社団法人 愛知県医師会）

愛知県医療機関職場環境改善等事業費補助金のご案内

医療機関職場環境改善等事業費補助金について

愛知県では、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用について、業務の生産性を向上させ、職場の処遇改善につなげることを目的として、その経費の一部を助成する事業が実施されています。

この補助金は、厚生労働省の令和7年度（令和6年度からの繰越分）「医療施設等経営強化緊急支援事業」のうち、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」に基づき実施されるものです。



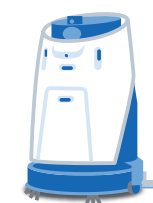
補助対象者：令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

補助率：10/10

基準額：・病院及び有床診療所 1床当たり4万円（ただし、許可病床が4床以下の有床診療所は1施設当たり18万円）
・診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション 1施設当たり18万円

対象経費：令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、補助対象者が行う以下の事業（複数可）。
なお、令和6年4月1日から交付決定までに着手した事業も対象とする。

- ① ICT 機器等の導入による業務効率化
タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- ② タスクシフト／シェアによる業務効率化
医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
- ③ 給付金を活用した更なる賃上げ
処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善



申請受付期間・申請方法

●申請受付期間

令和7年6月25日(水)から令和7年8月29日(金)まで（必着）

※受付期間を過ぎた場合は申請を受け付けることができません。

●申請方法

原則としてポータルサイトの申請フォームにより申請を行ってください（ただし、やむを得ない場合は書面による申請も可）。必要に応じて適宜、愛知県のホームページもご参照ください。

愛知県医療機関職場環境改善等
事業費補助金ポータルサイト

<https://jimukyoku-site.jp/aichi/iryokikankaizen/>



お問い合わせ先

愛知県医療機関職場環境改善等事業費補助金 事務局
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目9-3 伏見第一ビル3F
電話：050-3205-1613（平日の午前9時から午後5時まで）
メール：aichi-iryoshokubakankyouseibi@grop.co.jp

令和 7 年度「働き方改革推進支援助成金」のご案内

本助成金は、働き方改革の推進に取り組む中小企業事業主を支援するための制度であり、生産性の向上や労働能率の向上等を目指すもので、その取り組みの内容に応じて、コースが設けられています。

それぞれに成果目標があり、成果目標を達成するために実施した事業に要した費用の一部が支給されます。

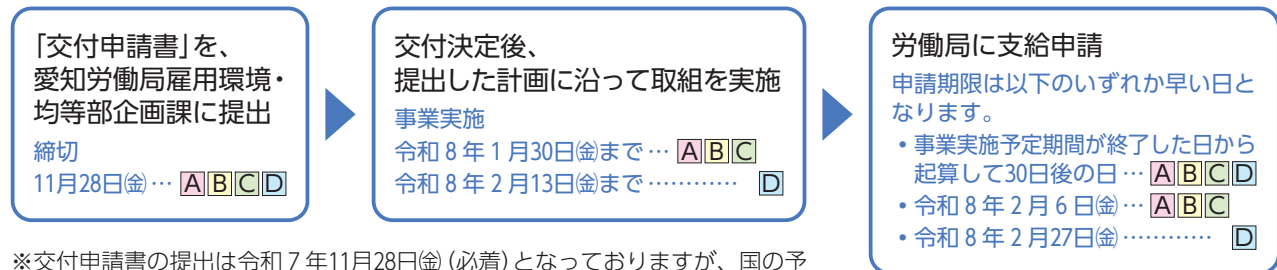
働き方改革推進支援助成金の概要

コース名		成果目標	助成上限額 (補助率原則3/4) (団体推進コースは定額)
A	業種別課題対応コース (病院等)	以下の①～⑤から 1 つ以上を選択 (※) ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ③時間単位の年次有給休暇制度と特別休暇を 1 つ以上新規導入 ④ 9 時間以上の勤務間インターバルを導入 ⑤「医師の働き方改革の推進」の実施	①：250万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②・③：各25万円 ④：170万円 (11H以上) 等 ⑤：50万円
B	労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	以下の①～③から 1 つ以上を選択 (※) ①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ③時間単位の年次有給休暇制度と特別休暇を 1 つ以上新規導入	①：150万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②・③：各25万円
C	勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し助成)	以下の①～③から 1 つ以上を選択 (※) ①新規導入 ②適用範囲の拡大 ③時間延長	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・ 9 H 以上11H 未満：最大100万円 ・ 11H 以上：最大120万円
D	団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体などが、時間外労働または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の1/2以上に対してその取組または取組結果を活用すること	上限額：500万円 (複数地域で構成する事業主団体 (傘下企業数が10社以上) 等の場合は1,000万円)

(※) 成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を 3 % 以上、5 % 以上または 7 % 以上引き上げることを成果目標に加えることができます。

本助成金の対象となる中小企業事業主は、医療機関においては、**出資額が5,000万円以下又は常時使用する労働者の数が300人以下**であることが要件となっています。

ご利用の流れ



※交付申請書の提出は令和 7 年11月28日(金) (必着) となっておりますが、国の予算額に制約されるため、**それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります**。

※ご不明な点は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL 052-857-0313) へお尋ねください。リーフレット等は当センターホームページ「お知らせ」にも掲載しております。

業種別課題対応コース(病院等) 助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象です。

なお、選択する成果目標に応じて、下記 1～3 以外にも要件が設定されています。

詳しくは「働き方改革推進支援助成金 (業種別課題対応コース) 申請マニュアル」をご参照ください。

- 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主 (※ 1) であること。
- 年 5 日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、36協定を締結していること。

など

(※ 1) 中小企業事業主の範囲
以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。
・資本または出資持分が**5,000万円以下**
・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組

～いずれか 1 つ以上を実施～

- ①**労務管理担当者に対する研修** (※ 2)
- ②**労働者に対する研修** (※ 2)、周知・啓発
- ③**外部専門家によるコンサルティング**
- ④**就業規則・労使協定等の作成・変更**
- ⑤**人材確保に向けた取組**
- ⑥**労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新** (※ 3)
- ⑦**労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新** (※ 3)

(※ 2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含みます。

(※ 3) 長時間労働恒常化要件に該当する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用等が対象となります。詳しくは申請マニュアル等をご確認ください。

成果目標

以下の「成果目標」から 1 つ以上を選択の上、目標達成を目指して「助成対象となる取組」を実施してください (※ 4)。

- ①**月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減**
- ②**年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入**
- ③**時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を 1 つ以上新規導入**
- ④**9 時間以上の勤務間インターバルを導入**
- ⑤**「医師の働き方改革の推進」の実施** (※ 5)

(※ 4) 上記①から⑤の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を 3 % 以上 5 % 以上または 7 % 以上引き上げることを成果目標に加えることができます。

(※ 5) 以下アとイを全て実施する必要があります。なお、実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。

ア(ア)労務管理責任者の設置と、責任の所在とその役割の明確化
(イ)医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保、長時間労働の医師に対する直接指導の実施に係る協力体制の整備 (副業・兼業を行う医師がいる場合)

(ウ)研修等によって労働時間管理の理解を深める取組の実施
イ 医師の労働時間の実態把握を行うこと。

助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した左記「成果目標」に設定された、下記 1 から 5 までの助成上限額に、下記 6 の上限額への加算額を 合計した金額
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率 3 / 4 (※ 6) を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※ 6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率 4 / 5。

1. 成果目標①の上限額 (※ 7)

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

(※ 7) 成果目標①を令和 6 年度に選択して支給を受けた事業主の場合、さらに下の区分に設定時間数を縮減した場合の上限額は100万円。(更なる削減を目標とした上で、設定時間数を同一区分内に維持等した場合の助成上限額は一律25万円)

2. 成果目標②の上限額：25万円

3. 成果目標③の上限額：25万円

4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数 (※ 8)	1 企業当たりの上限額 (※ 9)
9 時間以上10時間未満 (※ 10)	120万円
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※ 8) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※ 9) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長の場合は、上記の表の 1 / 2 が上限額となります。

(※ 10) B 水準、連携 B 水準、C-1 水準、C-2 水準の医師については、10時間以上の休息時間数とする必要があります。

5. 成果目標⑤の上限額：50万円

6. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の**上限額が加算されます** (※ 5、11、12)。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3 % 以上引上げ	6 万円	12万円	20万円	1人当たり 2 万円 (上限60万円)
5 % 以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり 8 万円 (上限240万円)
7 % 以上引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 (上限360万円)

(※ 11) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の 2 倍の上限額が加算されます。

(※ 12) 賃上げ額そのものを助成するものではありません。